

○平成26年度地方競馬全国協会役職員の給与等

I 役員給与等について

1 役員の給与

給与の種類	支給基準等及び支給に係る臨時特例措置	
本俸	本俸月額(円)	
		本俸月額
	理事長	999,600
	副理事長	918,260
	常務理事	826,140
	理事	826,140
	監事	747,740
	非常勤監事	484,000
特別調整手当	常勤役員に支給： 本俸×0.12	
通勤手当	通勤のため公共交通機関を利用している常勤役員に支給する。	
特別手当	$\left[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25) + (\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2 \right] \times \text{支給割合}$ *支給割合:年 1.05ヶ月	

2 役員の退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×在職期間(月数)×※87/100(平成26年6月30日までは92/100)

II 職員給与について

1 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の支給の基準を定めるにあたっては、社会一般の情勢等に適合したものとなるよう、基本的な考え方として以下の点に配慮し、当協会の給与制度は、多くの地方公共団体が範とする国家公務員の給与制度に準じた制度としている。

(1) 当協会は、主として地方競馬主催者の行う競馬の売上の一部から交付される交付金を原資として、地方競馬の公正確保及び畜産振興等の公益貢献を通じて地方競馬主催者の共通の利益となる事業等競馬法に規定された事業を行っている団体であること。

(2) 職員が高い使命感を持って職務に専念することができ、また、労使関係の安定を図り、将来にわたって円滑な業務運営を確保できる基盤となるような適正な水準であること。

(3) 職員の理解と納得を得つつ、地方競馬関係者及び社会一般の理解が得られる水準であること。

2 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を反映させるため、昇給区分を4段階にして昇給を実施

3 平成26年度における給与制度の主な改正点

- (1) 国家公務員給与の臨時特例措置が終了したことを考慮し、以下の措置は平成25年度末をもって終了した。
- ①本俸月額支給額の減額
 - 事務・技術職 7級以上 5%減額、6級以下 3%減額、2級以下 1%減額
 - 技能・労務職 3級以上 3%減額、2級以下 1%減額
 - ②役付手当の減額： 事務・技術職 7級以上 10%減額
- (2) 国家公務員の給与が改定されたことを考慮し、次のとおり給与改定を実施した。
- ①事務・技術職の本俸月額を平均0.3%引き上げた。
 - ②交通用具使用者(自動車等)に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げた(5km未満は据置き)。
 - ③特別手当の支給月数を年間0.15ヶ月引き上げた。
 - ④平成27年1月1日の昇給に係る昇給幅を1号俸抑制した。

4 職員給与の支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	103	47.5	8,796	6,834	214	1,962
事務・技術	95	47.6	8,988	6,998	227	1,990
技能・労務職	8	46.8	6,514	4,877	56	1,637
在外職員	該当者なし					
任期付職員	3	46.8	2,724	2,724	160	0
事務・技術	3	46.8	2,724	2,724	160	0
技能・労務職	該当者なし					
再任用職員	8	62.6	3,669	3,586	208	83
事務・技術	6	63.0	4,032	3,922	242	110
技能・労務職	2	61.5	2,579	2,579	107	0
非常勤職員	6	52.8	1,717	1,717	145	0
事務・技術	該当者なし					
その他	6	52.8	1,717	1,717	145	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職とは、特殊な技術又は資格を所持し、訓練用馬の調教馴致、装蹄、大型バス・トラクター等の車両の運転等の業務に従事している者をいう。

注3:非常勤職員のその他については、事務補助(業務補佐員)を指す。